

2018年度講座受講料の返還に関する確認事項

【SGU】国際連携本部主催<キャンパス内留学>【Toyo Achieve English】英語講座において、受講料返還について以下の通り定める。

1. 次に定める事由において、受講者が後期退講する場合は、受講者に対して後期分の受講料を返還するものとする。
 - ア 後期講座の開講日以前より、半年以上の留学をする場合
 - イ 前期終了後、卒業をする場合
 - ウ 後期より休学をする場合
 - エ 後期より退学をする場合
 - オ 本人が死亡した場合
2. 受講者は、上記事由を後期講座開始日の14日前（2018年9月28日）までに申請するものとし、その際、各事由を証明する書類を提出するものとする。
 - (1) 提出書類
 - ア 退講申請書
 - イ 返還願書
 - ウ 証明書類
 - (2) 提出場所
 - 白山キャンパス：国際教育センター（ランゲージセンター）
 - 川越キャンパス：川越教学課
 - 朝霞キャンパス：朝霞事務課
 - 板倉キャンパス：板倉事務課
 - 赤羽台キャンパス：赤羽台事務課
3. 受講料の返還に関しては、後期講座を一切受講できない場合とし、日割計算による受講料返還は行わないものとする。
4. 該当受講者に対して、後期分の受講料額 42,500 円（消費税込み）を指定銀行口座振り込むものとする。ただしテキスト代 3,510 円については返金対象外とする。
5. この確認書に定めのない事項が発生した場合は、学内の協議により、決定するものとする。